

2019年度

福島空港利活用促進事業

玉川村では、福島空港の利活用の促進を図るため、玉川村民団体が福島空港を利用する場合に『福島空港利活用促進事業補助金』を予算の範囲内で交付しています。

補助金額

国内線1名当たり

5,000円

国際線1名当たり

20,000円

補助します！！

補助金の交付条件

- ① 4名以上の玉川村民団体。
- ② 福島空港発着路線の往路若しくは復路を利用すること。
- ③ 当該事業において当該補助金の他に、玉川村の補助金等の交付を受けていないこと。

その他

- 補助金申請書は事業実施（旅行日初日）の15日前まで提出してください。
- 申請等の各書式は玉川村のホームページからダウンロードできます。

玉川村産業振興課

検索

その他の助成制度

- 福島県事業
お問い合わせ 福島県空港交流課 TEL: 024-521-7127
- 福島空港活性化推進協議会事業
お問い合わせ 須賀川市産業部空港交流課 TEL: 0248-88-9144

お問い合わせ先 玉川村産業振興課 TEL0247-57-4629 FAX0247-57-3952
<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>

補助金交付申請に必要な書類

●補助金交付申請（出発日の15日前までに申請）

添付書類

福島空港利活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）

- ①行程表
- ②その他、村長が必要と認める書類

●実績報告、請求（旅行後速やかに）

添付書類

福島空港利活用促進事業補助金実績報告書（第3号様式）

- ①参加者名簿に記載されている人数分の搭乗券半券又は搭乗証明書
- ②その他、村長が必要と認める書類

福島空港利活用促進事業補助金交付請求書（様式第4号）

補助事業申請フロー図

